

議案第 45 号

石垣市駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

石垣市駐車場設置及び管理に関する条例(平成 25 年石垣市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

石垣市新栄公園東駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円
	小型自動車	以後30分までごとにつき	50円
	軽自動車	夜間(1時間までごとにつき)	50円
		駐車券を紛失した場合	1,900円
		定期駐車券(月額)	8,000円
石垣市蔵元駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	100円
	小型自動車	以後1時間ごとにつき	100円
	軽自動車	駐車券を紛失した場合	2,400円
		定期駐車券(月額)	5,000円

」を「

石垣市新栄公園東駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円
	小型自動車	以後1時間ごとにつき	100円
	軽自動車	駐車券を紛失した場合	2,400円
		定期駐車券(月額)	8,000円
石垣市蔵元駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円
	小型自動車	以後1時間ごとにつき	100円
	軽自動車	駐車券を紛失した場合	2,400円
		定期駐車券(月額)	8,000円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

石垣市駐車場の適切な運営、維持管理に必要な財源に充てるため、使用料の額を見直す必要があることから、条例を一部改正するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市駐車場設置及び管理に関する条例(平成25年石垣市条例第16号)の新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)			
名称	自動車の種類	使用区分	使用料	名称	自動車の種類	使用区分	使用料
石垣市新栄公園東駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円	石垣市新栄公園東駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円
	小型自動車	以後30分までごとにつき	50円		小型自動車	以後1時間ごとにつき	100円
	軽自動車	夜間(1時間までごとにつき)	50円		軽自動車	駐車券を紛失した場合	2,400円
		駐車券を紛失した場合	1,900円			定期駐車券(月額)	8,000円
		定期駐車券(月額)	8,000円	石垣市蔵元駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円
					小型自動車	以後1時間ごとにつき	100円
石垣市蔵元駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	100円		軽自動車	駐車券を紛失した場合	2,400円
	小型自動車	以後1時間ごとにつき	100円			定期駐車券(月額)	8,000円
	軽自動車	駐車券を紛失した場合	2,400円	石垣市第2駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	100円
		定期駐車券(月額)	5,000円		小型自動車	以後30分までごとにつき	50円
石垣市第2駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	100円		軽自動車	夜間(1時間までごとにつき)	50円
	小型自動車	以後30分までごとにつき	50円			駐車券を紛失した場合	1,800円
	軽自動車	夜間(1時間までごとにつき)	50円	石垣市川平公園駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円
		駐車券を紛失した場合	1,800円		小型自動車	以後1時間ごとにつき	100円
石垣市川平公園駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円		軽自動車	駐車券を紛失した場合	1,900円
	小型自動車	以後1時間ごとにつき	100円				
	軽自動車	駐車券を紛失した場合	1,900円				

	大型車(マイクロバスを含む)	最初の1時間まで	300円
		以後1時間ごとにつき	100円
		駐車券を紛失した場合	2,000円

(注) 夜間とは、午後8時から翌日の午前8時までとする。
1時間とは、1時間以下のこととする。

	大型車(マイクロバスを含む)	最初の1時間まで	300円
		以後1時間ごとにつき	100円
		駐車券を紛失した場合	2,000円

(注) 夜間とは、午後8時から翌日の午前8時までとする。
1時間とは、1時間以下のこととする。